

保護者の皆様は必ずご確認ください。宇都宮大学からの重要なお知らせです。

宇都宮大学 学生のための総合保険

学研災付帯学生生活総合保険(略称:付帯学総)



学校での楽しい学生生活（学内外）を過ごすために

大きく生活が変わるその時に
このような“お子様”にご加入をおすすめします。

学研災※にご加入される方だけが加入できる学生保険です。

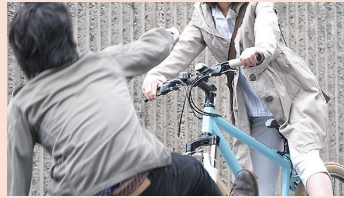
※学生教育研究災害傷害保険

部活・
サークルを
はじめる



自転車通学を
はじめる

自転車条例にも対応！



一人暮らしを
はじめる



アルバイト・
インターンシップを
はじめる



風邪をひいた時、
たった1日の通院でも補償！

事故時、相手方との示談交渉も
保険会社に任せられて安心！

※個人賠償責任補償に関するサービスとなります。

申込締切：2023年3月31日(金)

※4月1日からご加入いただく場合には必ず締切日までにお振込みください。

団体割引適用

30%

1日あたりわずか

26円～

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

申込は
WEBで
簡単3分



<https://tokiomarine.secure.force.com/futaigakuso?id=0015600>

お問い合わせ先 学生生活総合保険相談デスク

<Web> 「TAC ふたいがくそう」で検索 → 大学生の保険 (付帯学総)
<https://www.web-tac.co.jp/personal/univ/>

<電話> ☎ 0120-811-806 受付(土日祝日を除く 9:30～17:00まで)
IP電話からは03-6629-5258をご利用ください。



◆保険金のご請求は、Web
(QRコードまたはURL)を
ご利用ください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

公益財団法人 日本国際教育支援協会

詳しくは中面へ！

宇都宮大学から新入生・保護者の皆様へ



拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。この度、お子様の合格を心よりお祝い申し上げます。

さて、本学では、学校の正課中、学校行事中、課外活動中（学校に届けたものに限る。）及び学校施設内における休憩中に発生したケガに備え、(公財)日本国際教育支援協会の『学生教育研究災害傷害保険』（略称「学研災」）をご用意しています。ただ、この制度は学校施設外での活動、日常の学生生活全体をカバーするものではありません。

一方、学生の活動範囲は学内のみならず、学外への広がりと同様化を呈しております。そこで本学では、学生生活全般に対応できる補償制度として、『学研災付帯学生生活総合保険』（略称「付帯学総」）を強くご推奨しております。「付帯学総」は「学研災」では補償されない学内外におけるケガや病気※の治療費用実費（健康保険等の自己負担分）を補償する他、加害事故時の賠償責任補償（アルバイト中・部活動中を含む）等、学生生活を24時間総合的に補償する内容※※となっております。さらに、学生の皆様が賠償事故を起こした場合でも、保険会社が示談交渉を行うことができる「示談交渉サービス」が付帯されております。また、全国団体の割引適用により加入頂きやすくなっております。加えて、昨今話題となっている病院へ出向かずにTELにて24時間の緊急医療相談が受けられるなどの無料サービス、メディカルアシストのご提供もしております。

本学におきましても、インフルエンザの流行、学生の疾病入院、部活動中の不慮の事故等が発生しております。より安心して学生生活をお送り頂くためにも、趣旨をご理解賜り、ご加入いただきますようお願い申し上げます。

※ 新型コロナウイルス感染症の疑いで通院した場合も治療費（3割自己負担分）をお支払いした例もあります。
※※ 正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故における死亡・後遺障害については本保険の補償対象でなく、学研災の補償対象となります。

敬具

保険金を請求するときは

- 1 事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- 2 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 3 ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- 4 ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- 5 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくことになります。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、各引受割合については(公財)日本国際教育支援協会にご確認ください。
(引受保険会社) 東京海上日動火災保険(株) (幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険(株) 損害保険ジャパン(株) 三井住友海上火災保険(株)

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、学生生活総合保険相談デスクまでお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）の愛称です。
この保険は(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし(公財)日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先	東京海上日動あんしんコンサルティング(株)内 学生生活総合保険相談デスク	☎ 0120-811-806 受付時間 9:30～17:00（土日祝日を除く） IP電話からは03-6629-5258をご利用ください。 〒103-0027 東京都中央区日本橋一丁目19番1号 日本橋ダイヤビルディング8階	
(取扱幹事代理店)	(有)国大協サービス	〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-23 錦町 MK ビル 6F (TEL 03-5283-0051)	
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) 栃木支店営業課	〒320-8511 栃木県宇都宮市馬場通り4-1-1 うつのみや表参道スクエア 8階 (TEL 028-600-7141 FAX 050-3385-6508)	

注) 学研災および付帯賠償については、本学担当窓口（学務部学生支援課）までお問い合わせください。

2022年7月作成
22-T01497



学生生活には こんなリスクが！

付帯学総がお客様の“万が一”を手厚くサポートいたします。

部活・サークル活動をはじめて…

【事故事例】

運動部の練習中、足元がすべってしまい、ひざをけがしてしまった。
14日間の通院をして、
治療費に**10万円**かかってしまった。



学研災に加入しているので、
今回のケースでは**3万円の補償**がされた

付帯学総に加入していれば
治療費として**10万円**の保険金をお支払い

※記載の例は治療費実費タイプの場合の例であり、それ以外の補償タイプの場合は支払金額が異なる可能性があります。
※高額療養費等の給付がある場合は、その額を差し引くものとします。詳細は「補償の概要等」をご覧ください。

自転車通学をはじめて…

【事故事例】

うっかり寝坊をしてしまい、急いで自転車通学をしていたら
曲がり角で歩行者にぶつかってしまった。
幸い、命に別状はなかったが
440万円の賠償金を
払うことになった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは補償されない

付帯学総に加入していれば
賠償金として**440万円**の保険金をお支払い

一人暮らしをはじめて…

【事故事例】

初めての一人暮らし、
洗濯機を回したまま外出した際に
排水ホースが外れて床全面に
水漏れしてしまった。
修繕費用として
30万円かかってしまった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは補償されない

付帯学総に加入していれば
修繕費用として**30万円**の保険金をお支払い

※借家人賠償責任補償タイプに加入している場合

アルバイト・インターンシップをはじめて…

【事故事例】

アルバイト先の飲食店で、
油が入った鉄板から油が飛んできて
やけどを負ってしまった。
治療費用として**4万円**が
かかってしまった。



学研災に加入しているが、
今回のケースは補償されない

付帯学総に加入していれば
治療費用として**4万円**の保険金をお支払い

※上記事例は、引受保険会社が実際の事例を元に作成した事故例であり、実際の支払い事例ではございません。

付帯学総と学研災の違いはなに？

付帯学総とは、学研災にご加入される方だけが加入できる学生保険です。学研災で補償している正課中・学校行事中・課外活動中*のケガ以外のケースにも対応しており、ケガのみならず風邪などの病気による通院も24時間365日補償が可能です。

*学研災に通学特約を付帯している場合は、通学中のケガについても補償の対象となります。

そんな付帯学総が
1日あたりに換算すると**26円**～

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

WEBから
簡単にご加入



<https://tokiomarine.secure.force.com/futaigakuso?id=0015600>



まずは詳しい補償内容を見てみよう！

付帯学総は、お子様の“万が一”を手厚くお守りします。

治療費用の補償

(※1) (※2) (※3)
(※4) (※5) (※6)

お子様が風邪をひいて
しまったとき、
たった1日の通院から補償

保護者の方の
90.5%
が安心!



保険金お支払い例

治療費用（病気）：発熱のため通院
...お支払い保険金 **3,860**円
治療費用（ケガ）：
部活動中、右足親指を強打し負傷
...お支払い保険金 **12,220**円

無料付帯 メディカルアシスト 24時間365日対応

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、お電話にて
医療に関する相談に応じます。

旅行先での急病！
最寄りの病院を知りたい
医療機関案内

急に激しい頭痛。
どうしたらいいの...
緊急医療相談



(※1) 国内で学生本人がケガや病気により1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分(※6)を保険金としてお支払いします。(※2) 歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等による入通院は除きます。(※3) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。(※4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。(※5) 保険期間の開始時に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始日より2年(保険期間が1年以下の場合は「1年」)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)(※6) 自己負担分の詳細については、「補償の概要等」をご参照ください。

個人賠償責任

自転車通学での事故時、
高額になりやすい
賠償金も補償

自転車条例
にも対応



もしもの時もお任せ下さい！

示談交渉サービス

自転車事故を起こしてしまった際など、
個人賠償責任についての大変な示談交渉も
東京海上日動にお任せください。

※訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

保護者の方の
92.5%
が安心!



※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。

育英・学資費用

扶養者の方に万が一が
あったとき、お子様の
ご卒業までの授業料を補償

保護者の方の
88.5%
が安心!



※あらかじめ扶養者を指定していただきます。web加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。
※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

お子様が無事ご卒業できるよう、授業料などを補償します

学資費用（疾病）補償タイプご加入者は、扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象に

育英費用保険金を 全額お支払い

扶養者が交通事故で死亡した。育英費用として
1,000,000円の保険金を支払われた。



学資費用保険金で 授業料を補償

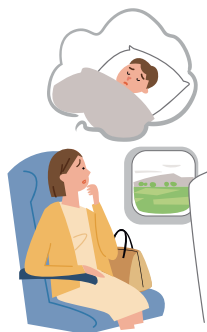
扶養者が登山中の事故で死亡し大学の授業料等の
費用として1,190,000円の保険金が支払われた。

他のリスクにも万全の補償ラインナップ

(※7) 付帯学総に加入している大学生の子を持つ親の方200人のアンケート結果(2020年10月 東京海上日動調べ、調査委託先: マクロミル)

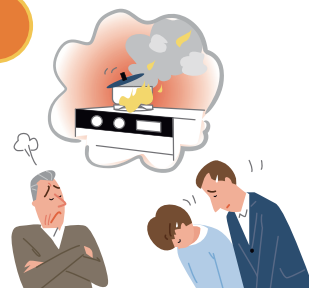
救援者費用等

お子様の急な
入院に駆け付け
たいときも



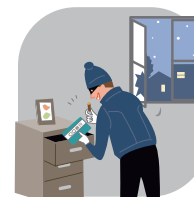
借家人賠償責任

一人暮らしを
するお子様が、
借家を傷つけて
しまっても



生活用動産

一人暮らしを
狙われ
盗難被害に
あっても



死亡・後遺障害

お子様に
万が一が
あった
ときも



※地震もしくは噴火またはこれらによる
津波によるケガも補償対象となります。

申込はこちら!

簡単
3分



<https://tokiomarine.secure.force.com/futaigakuso?id=0015600>

《ご加入プランのご案内》

30% 割引

1日あたりに
換算すると26円～

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

ご加入タイプ		自 宅 から 通 学 の 学 生 一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。			一人暮らしの学生		
保 険 金 額	1 個人賠償責任 ^(※1)	1 事故 国内:3億円 国外:1億円 限度			1 事故 国内:3億円 国外:1億円 限度		
	2 死亡・後遺障害 ^(※2) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	3 入院・通院 ^(※3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
	入院・通院 ^(※3) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			
	4 救済者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	5 育英費用 ^(※4) ケガ	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円	対象外
	5 学資費用 ^{(※4)(※5)} ケガ	50万円	50万円		50万円	50万円	
学資費用 ^{(※4)(※5)} 病気	50万円	対象外	50万円	対象外			
6 生活用動産 ^(※6)	対象外	対象外	対象外	50万円	50万円	50万円	
7 借家人賠償責任 ^(※6)				500万円	500万円	500万円	

地震・噴火・津波による
ケガも補償

天災危険補償特約あり

Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ	
2027年3月卒業予定者 (4年間分保険料)	56,900円	41,510円	37,080円	64,480円	49,090円	44,660円
2026年3月卒業予定者 (3年間分保険料)	40,430円	31,480円	28,520円	46,260円	37,310円	34,350円
2025年3月卒業予定者 (2年間分保険料)	25,830円	21,720円	19,960円	29,910円	25,800円	24,040円
2024年3月卒業予定者 (1年間分保険料)	13,280円	12,210円	11,400円	15,620円	14,550円	13,740円

保険料
(卒業までの一括払)

- (※1) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
- (※2) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
- (※3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (※4) 独立生計の学生はお選びいただけません。C・Fタイプをお選びください。
- (※5) 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。
- (※6) 一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ(A・B・C)にご加入いただくことが可能です。

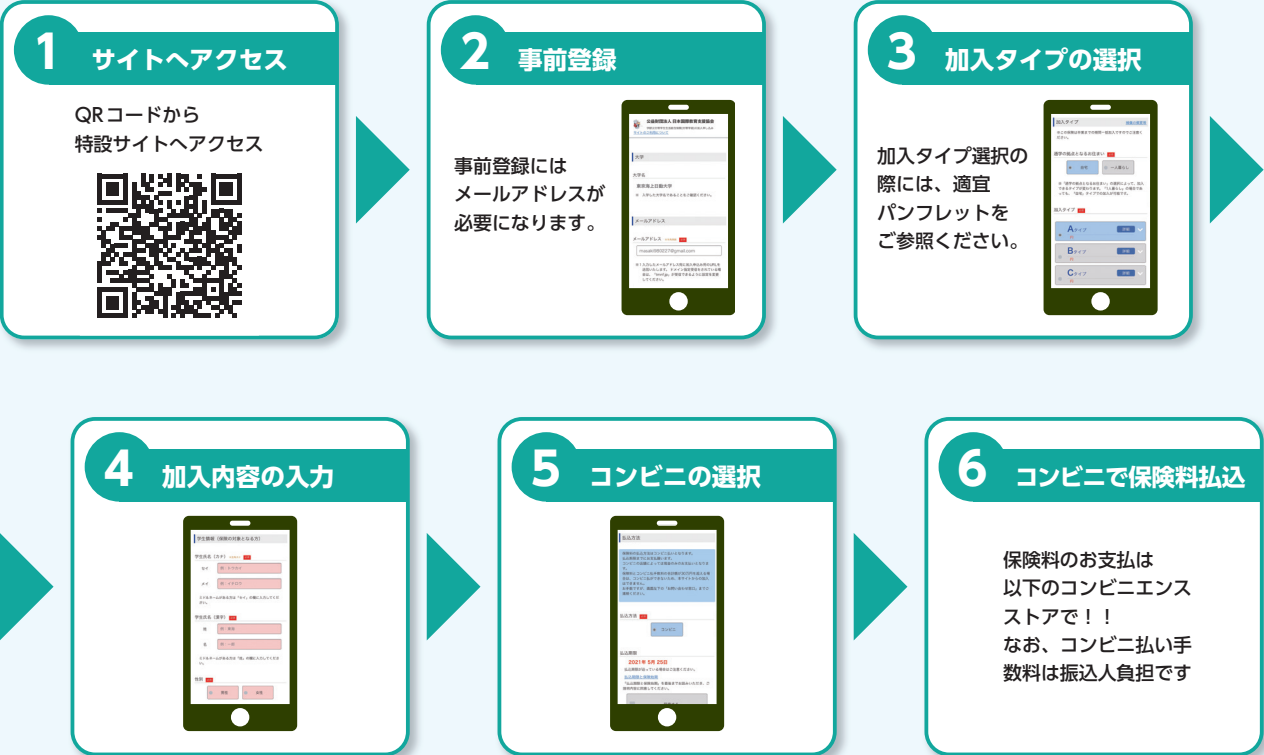
上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率[30%]が適用されています。詳細については学生生活総合保険相談デスクまでお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いします。)

「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上6職種)

《ご加入方法》

お申込はWEB加入がおすすめ!簡単3分でご加入できます。



※学研災(学生教育研究災害傷害保険)にご加入されている方が対象の保険です。
※QRコード/URLは進学される学校によって異なります。必ず学生ご本人が通われる学校のものにアクセスして申し込んでください。
QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

保険料のお支払いは、最寄りのコンビニエンスストアで!!

サイトのご利用.....8:00~22:00の間にご利用ください。
保険料のお支払い.....コンビニエンスストアで24時間、365日お支払いが可能です。

※1申し込みにつき、コンビニ払い手数料を含め30万円以内の場合に本サイトからの申し込みが可能です。なお、現金のみのお取り扱いです。
※上記以外のコンビニはお取り扱いできません。

ご不明点のお問い合わせはこちらまで 0120-811-806

付帯学総 保険金お支払い例【1】

*全国の大学での一例です

補償内容		事 例	保険金お支払額
治療費用 (病気・ケガ)	健康保険等の自己負担分 (高額療養費・給付は 控除されます)	病気も 通院1日目から補償 医師の処方箋に基づいた お薬代も補償	
		風邪をひいて1回受診した。	1,260円
		咳の症状で肺炎の疑いがあり、レントゲン検査をした。	4,840円
		部活動中に靱帯を損傷し、入院・手術した。	114,860円
		大脳皮質下出血のため入院・手術した。	894,273円
個人賠償責任	自転車条例 に対応 実習にも対応	示談交渉サービス付 自転車の事故 も補償	
		自転車で行行中、他人にぶつかり、大けがを負わせた。	3,660,000円
		野球部練習中、打球が小学校の窓ガラスに あたり破損。	59,000円
救済者費用		急性胃腸炎で継続して3日以上入院し、両親が駆けつけた際の宿泊費と 往復交通費。	116,150円
育英費用・ 学資費用		扶養者が交通事故で死亡した。	1,000,000円
		扶養者が登山中の事故で死亡し、大学の授業料等の費用を負担した。	1,190,000円
一人暮らし限定	生活用動産	建物外への持ち出し家財 も補償	
		ノートパソコンを誤って落として破損。	11,500円
		駅前の駐輪場で自転車が盗難にあった。	25,000円
	借家人賠償	火災・爆発等に加え、偶然な事故による破損も補償	
	下宿先の部屋の模様替え中、家具が窓ガラスに当たり破損。	89,640円	

東京海上日動

メディカルアシスト (各種医療相談サービス)

急に激しい頭痛!
どうしたらいいの?



現役の救急科の
専門医および
看護師が常駐!

困ったときはお電話一本!!

緊急医療相談

持病の腰痛が気になる。
良い治療法は
ないかな…



困ったときはお電話一本!!

予約制専門医相談

旅行先で急病!
最寄りの病院を
知りたい!!



困ったときはお電話一本!!

医療機関案内

出張先で倒れ入院。
自宅近くの病院に
転院したい…



困ったときはお電話一本!!

転院・患者移送手配

検査結果を聞きに
行ったが、言葉が難しく
よくわからなかった。



困ったときはお電話一本!!

がん専用相談窓口



自動セット

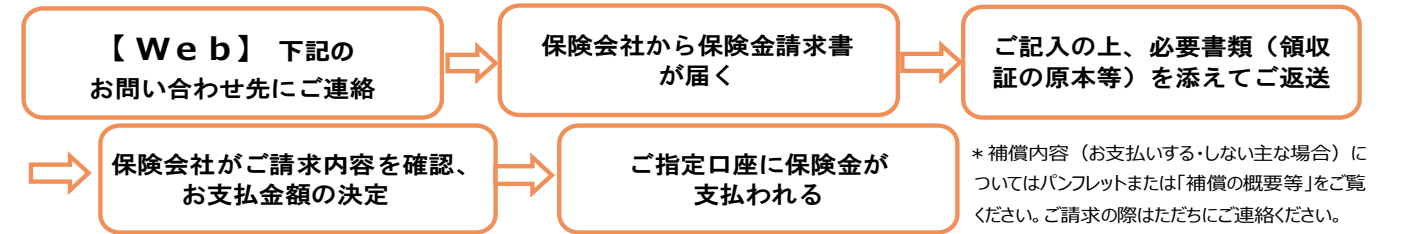
※各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供いたします。弊社提携先を通じてご提供いたします。なお、サービスの内容は変更・中止となる場合がありますので、ご了承ください。

22-T01647 2022年7月作成

ご加入に関する Q & A

Q1	入学時は自宅通学ですが、途中から一人暮らしを予定しています。どのタイプに加入すればいいですか？
A1	まずは卒業までの期間で自宅タイプにご加入ください。一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。
Q2	卒業後は、大学院に進学するつもりです。付帯学総は、大学院の分まで加入したらよいですか？
A2	現段階で大学院進学が未確定でしたら、大学院の分は含めず、在籍が確定している学部等の年数でお申込みください。
Q3	「他の保険契約」とは何を指しますか？
A3	例えば個人賠償責任保険等、この付帯学総と支払責任が同一の他の保険や共済契約に加入されている場合に、その保険会社名や保険種類をご記入ください。(記入できる範囲で構いません。)
Q4	パンフレットに添付の振込用紙以外に、申込書はありますか？
A4	ありません。払込取扱票で保険料をお支払いいただくだけでお手続きは完了です。払込取扱票が加入依頼書を兼ねていますので、すべての項目に漏れなく分かりやすくご記入いただきますようお願いいたします。 ★Web加入サイトをご利用いただく場合は、払込取扱票への記入は不要です。
Q5	中途加入は可能ですか？
A5	可能です。お振込翌日からの補償開始となります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。 ★Web加入サイトをご利用いただく場合は、保険料が自動で表示されます。
Q6	途中で解約はできますか？
A6	できます。残期間に応じてご返金します。
Q7	加入者証はいつ頃届きますか？
A7	3月末までにお申込みいただいた場合、6月中旬頃までに届きます。より早くお届けできる場合もございます。 なお、加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。 加入者証の到着までは受領証(払込取扱票の半券)を保管してください。
Q8	入居するアパートの管理会社に保険加入の証明を提示する必要があるが、加入者証が未着の場合はどのようにしたらよいですか？
A8	Web加入サイトをご利用の場合、保険料お支払い後に届くメール(『加入手続き完了のお知らせ』)を先方にご提示のうえ、加入者証は後日届くことをお伝えください。(Web加入サイトをご利用にならない場合は、保険料を払込後にお手元に残る受領証とパンフレットを先方にご提示ください。)
Q9	学生教育研究災害傷害保険(学研災)について問合せたいのですが。
A9	各大学のご担当窓口にお問合せください。
Q10	入学前からの病気で治療中ですが、これも治療費用保険金の対象となりますか？
A10	保険始期時点で既に被っている病気やケガによる入院や通院は対象外となりますが、保険加入から一定期間を経過後は補償される場合もあります。詳しくはお問合せください。
Q11	新型コロナウイルス感染症の疑いあり受診(通院)した場合も治療費は補償されますか？
A11	健康保険等の一部負担金があった場合は治療費用保険金の対象になります。

◆保険金のご請求方法・流れ (例)



お問い合わせ先
(手続方法・保険内容等)

学生生活総合保険相談デスク

<Web> 「TAC ふたいがくそう」で検索 → 大学生の保険(付帯学総)

<https://www.web-tac.co.jp/personal/univ/>

<電話> 0120-811-806 受付(土日祝日を除く 9:30~17:00まで)

IP電話からは03-6629-5258をご利用ください。

◆保険金のご請求は、
Web(QRコードまたは
URL)をご利用ください。



学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））〈補償の概要等〉

補償の概要等は約款の概要をご紹介します。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）、は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合		
死・保険金 傷害補償基本特約（注1）	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの	等	
	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害※1を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患※2による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 ・痔瘻、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院※3	等	
医療費用補償特約注2・特機期間の不設定に関する特約医療費用補償用	保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院した場合 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金※1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院※2または通院※3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限りします。 ※医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」※4） ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。） ※1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合は自己負担額から控除します。 ※2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 ※3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 ※4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害※1を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患※2による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 ・痔瘻、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院※3	等	
個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約 （B）＋本人のみ補償特約（B）＋受託品等不担保特約	国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）※1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故 ※学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に關し、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。 ●保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ※学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に關し、個人賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。（代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限りします。） ▶1 事故について保険金額※2を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 保険の対象となる方が国内で受託した家財（受託品）、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額（損害賠償責任の額）について保険金をお支払いします。ただし、損害額は賠償額※3を限度とします。（受託品に係る賠償責任補償条項） なお、以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車（ゴルフ・カートを含みます。）・自転車、船舶等　・サーフボード、ラジコン模型等・携帯電話等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等　・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードやカード箱、設計書、帳簿等　・設備・什器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物　・乗車券、通貨等　・貴金属、宝石、美術品等 等	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両※2または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ＜受託品に係る賠償責任補償条項のみ＞ ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害等 ※1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導※4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ※2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。 ※3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 ※4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両※2または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ＜受託品に係る賠償責任補償条項のみ＞ ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害等 ※1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導※4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ※2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。 ※3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 ※4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。	等
	英英費用補償特約	扶養者※1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶英英費用保険金額の全額をお支払いします。 （重度後遺障害の例） ●両目が失明したもの ●咀嚼くおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの　等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。	扶養者※1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶英英費用保険金額の全額をお支払いします。 （重度後遺障害の例） ●両目が失明したもの ●咀嚼くおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの　等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。	等
学業費用補償特約	扶養者※1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間※2中に学資費用※3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 （重度後遺障害の例） ●両目が失明したもの ●咀嚼くおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの　等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 ※2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 ※3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校※4の指示に基づいて学校※4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校※4の指示に基づいて学校※4に納付または業者から購入する教材費※5 ※4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 ※5 制服代を含みます。	扶養者※1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間※2中に学資費用※3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 （重度後遺障害の例） ●両目が失明したもの ●咀嚼くおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの　等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 ※2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 ※3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校※4の指示に基づいて学校※4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校※4の指示に基づいて学校※4に納付または業者から購入する教材費※5 ※4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 ※5 制服代を含みます。	等	
疾病・学資費用補償特約	扶養者※1が、保険期間中に病気で死亡または、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間※2中に学資費用※3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 ※2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 ※3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校※4の指示に基づいて学校※4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校※4の指示に基づいて学校※4に納付または業者から購入する教材費※5 ※4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 ※5 制服代を含みます。	扶養者※1が、保険期間中に病気で死亡または、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間※2中に学資費用※3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 ※2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 ※3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校※4の指示に基づいて学校※4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校※4の指示に基づいて学校※4に納付または業者から購入する教材費※5 ※4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 ※5 制服代を含みます。	等	
住宅内生活用動産特約＋住宅内生活用動産特約	国内において、保険の対象となる方が所有する家財の損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごと）に保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額※1を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうさ）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財等 等	・ご契約者または保険の対象となる方が所有する家財の損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごと）に保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額※1を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうさ）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財等 等	等	
借家賠償責任補償特約＋借家賠償責任	国内における借戸室※1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※示談交渉は弊社では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 転居した場合は転居先の借戸室をいいます。 ※借家賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人が、未成年者または責任無能力者である場合は、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（学生本人の親族に限りま。）も保険の対象となる方を含みます（学生本人に関する事故に限りま。）。	・ご契約者または保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等	等	

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下※1 外の急激かつ偶然な外来の事故によ

※2 ケガには、有毒ガスまたは有害物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下※1 外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ※2をした場合に保険金をお支払いします。
※1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。
①学校等の正課中および学校行事に参加している間
②学校の施設（寄附舎を除きます。）内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

※2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒※3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金をお支払いの対象とならないのでご注意ください。
※3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。
(注2) 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）がセットされています。

このパンフレットは総合生活保険（こども総合補償）の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

必ずお読みください

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【マークのご説明】	契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項	注意喚起情報	ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項
-----------	------	----------------------	--------	---------------------------------------

総合生活保険
(こども総合補償)
にご加入いただく
皆様へ

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、(公財) 日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財) 日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください^{*2}。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救援者費用等補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

☆：告知事項かつ通知事項

●保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等^{*1}

●保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度^{*2}

★：告知事項

●保険の対象となる方ご本人の生年月日

●他の保険契約等^{*3}を締結されている場合には、その内容

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

- *1 総合生活保険(こども総合補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。
- *2 1 契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

- *2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。
- *3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険(こども総合補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険(こども総合補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、更新を制限させていただきます場合】

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただきますことがあります。

●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

web加入サイトに掲載の＜個人情報取扱いに関するご案内＞をご確認ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険(こども総合補償)で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関し一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

☐保険金をお支払いする主な場合 ☐保険期間

☐保険金額、免責金額(自己負担額)

☐保険料・保険料払込方法

☐保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

☐加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？

☐お子様(保険の対象となる方)がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別Bに該当する方」に該当しないことをご確認くださいませましたか？

なお、「職種級別Bに該当する方」に該当した場合は保険料が異

ならないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

6 事故が起きたとき

●事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者^{*1}または3親等内の親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

*1 法律上の配偶者に限ります。

●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。

●個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いします。)

(*) 各区分(職種級別AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。

○職種級別Aに該当する方：

下記の職種級別Bに該当しない方

○職種級別Bに該当する方：

アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

□加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意^{*1}」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種の

ご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

2022年7月作成 22-T01497

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先に承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)